

地域ケア会議の実施に向けて

～自立と自立支援の定義（暫定）を、ケアプランを通して考える～

平成28年6月13日
平成28年6月16日
北コミュニティセンター
10:00～/14:00～

- 10:00/14:00 挨拶 地域包括支援課
- 10:05/14:05 介護予防ケアマネジメントの考え方
- 10:30/14:30 「自立と自立支援の定義（暫定）を共通認識しましょう」
- ・オリエンテーション
 - ・事例の紹介
 - ・「生活機能評価表」を活用し、現状を評価しましょう
 - ・個人ワーク 事前アセスメントについて
 - ・グループで共有 事前アセスメントについて
 - ・グループワーク 事後予測について
 - ・まとめ
- 12:25/16:25 今後の予定
- ・8～11月にかけて、旧圏域の地域包括支援センターごとに研修会を開催します。詳細は、後日別途案内を送付します。
 - ・在宅医療・介護連携について

主催/地域包括支援課、介護保険課

共催/地域包括支援センター、一般社団法人和歌山県介護支援専門員協会

公益社団法人和歌山県理学療法士協会、一般社団法人和歌山県作業療法士会

一般社団法人言語聴覚士会

地域ケア会議の実施に向けて

～自立と自立支援の定義(暫定)を
ケアプランを通して考える～

平成28年6月13日、16日

地域包括支援課

本日の研修会の目的

みなで考えた

「自立と自立支援の定義（暫定）」について**共通認識をもつ**ことです。

そして、この**定義を意識して、**
ケアマネジメントを行うことです。

なぜ、共通認識が必要なの？

なぜ、定義づくりが必要なの？

▶「自立支援型個別地域ケア会議」

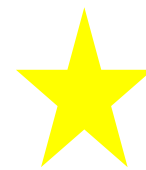
▶介護予防・日常生活支援総合事業
における「介護予防ケアマネジメント」

を、実施していくため。

地域ケア会議

- ▶ 介護支援専門員、保健・医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者及び関係団体により構成される会議
(介護保険法115条の48第1項)
- ▶ 要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者が、地域において**自立した**日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。
(介護保険法115条の48第2項)

和歌山市が目指す地域ケア会議



(地域包括支援センター主催)

▶ 個別地域ケア会議
困難事例等

▶ 個別地域ケア会議
自立支援型ケアマネジメント

⇒ 自立と自立支援の定義、共通認識が必要！

地域支援事業とは・・・

H18年4月 介護保険法改正により創設

- ・市町村が責任主体となって実施
- ・目的・・・被保険者が**要介護状態又は要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。**

地域支援事業の全体像



<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

【財源構成】

- 国 39.0%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

地域支援事業

地域支援事業

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・ 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス
 - ・ 生活支援サービス(配食等)
 - ・ **介護予防ケアマネジメント**
- 一般介護予防事業
- ★ **地域リハビリテーション活動支援事業(H27新規)**

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症施策推進事業**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

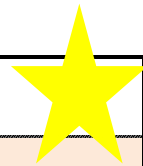
改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実



介護予防 日常生活支援・総合事業 （新しい総合事業）	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス		
		現行相当	①訪問介護	
		多様なサービス	②訪問型サービスA	緩和した基準によるサービス
			③訪問型サービスB	住民主体による支援
			④訪問型サービスC	短期集中予防サービス
			⑤訪問型サービスD	移動支援
		通所型サービス		
	現行相当	①通所介護		
	多様なサービス	②通所型サービスA	緩和した基準によるサービス	
		③通所型サービスB	住民主体による支援	
④通所型サービスC		短期集中予防サービス		
その他の生活支援サービス				
①栄養改善を目的として配食サービス ②住民ボランティア等が行う見守り ③訪問型・通所型の一体的提供等				
介護予防ケアマネジメント				
一般介護	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業			
	H27新規			

第2 サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す(別紙参照)。(P20～)

①訪問型サービス (P21～) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護		②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助		生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>		<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>	<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる	
実施方法	事業者指定		事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)		主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス (P22～) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定		事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者		主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス (P23～)

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

介護予防・生活支援サービス事業対象者

(1) 要支援1、2の認定を受けた者

(2) 基本チェックリストに該当し、

「事業対象者」(要支援相当)と判断された方

<注意> 要支援認定が必要な場合

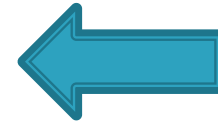
○ 予防給付(福祉用具貸与や住宅改修など)を利用する場合

○ サービス事業と予防給付を併用する場合

	【予防給付】 訪問看護、短期入所、 福祉用具貸与、住宅改修等	【サービス事業】 訪問型サービス 通所型サービス
要支援認定者	○	○
事業対象者	×	○

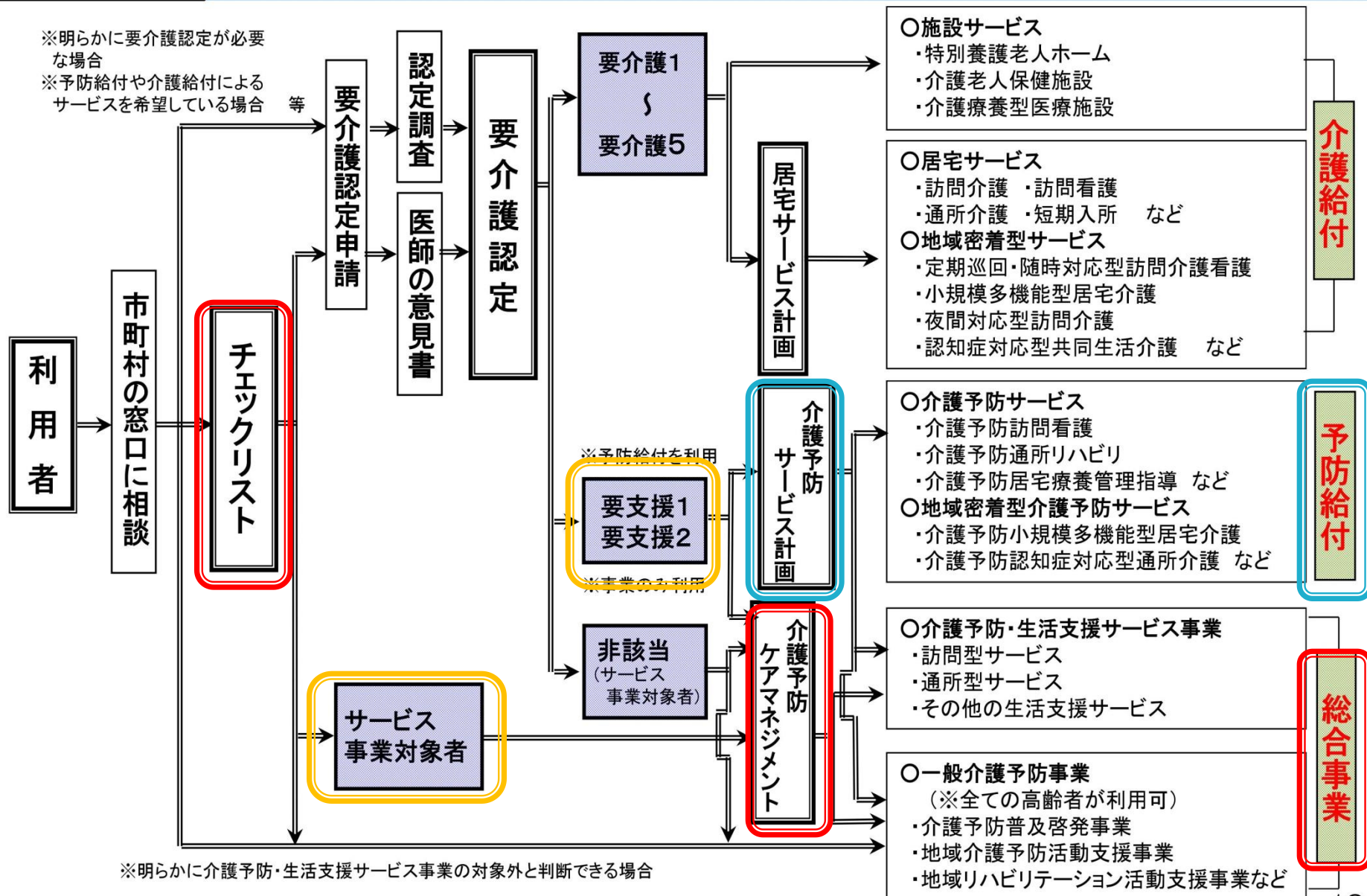
基本チェックリスト

NO.	質問事項	回答 (いずれかに○を お 付け下さい)	
		0. はい	1. いいえ
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 <input type="text"/> cm 体重 <input type="text"/> kg (BMI= <input type="text"/>) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	去年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ
(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする。			



このような25項目のチェックリストを対面で実施し、「事業対象者(要支援相当の者)」と判定されることで、認定の手続きを経ずに、総合事業のサービスを利用することができるようになります。

【参考】介護サービスの利用の手続き



介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおけるプロセス等の実施



	介護予防支援	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
アセスメント	○	○	○	○
ケアプラン原案作成	○	○	○	—
サービス担当者会議	○	○	△	—
利用者への説明・同意	○	○	○	○
ケアプラン確定・交付	○	○	○	(○) (ケアマネジメント結果)
サービス利用開始	○	○	○	○
モニタリング	○	○	△	—

(○実施 △必要に応じて実施 —不要)

介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の違い

種類	要支援者 (給付のみ)	要支援者 (給付＋事業)	要支援者 (事業のみ)	事業対象者
介護予防支援 (予防給付)	○	○	×	×
介護予防 ケアマネジメント (総合事業)	×	×	○	○

●「介護予防支援」は、予防給付のみ、または予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を組み合わせる要支援者のケアマネジメントです。

●「介護予防ケアマネジメント」は、総合事業サービスのみを利用する要支援者、及び事業対象者に適切にサービスを提供するためのケアマネジメント

ケアプラン作成にあたって・・・

こんな経験はありませんか？

介護支援専門員として、
アセスメントから目標設定しても、
本人や家族の希望が強くて、
サービスありきのプランにならざるを得ない・・・
事業所の意向に合わせないといけない・・・

これからの介護予防に重要なこと



- ▶ 本人の「したい・できるようになりたい」気持ちを大切にすること！
- ▶ 生活上の困りごとを把握した上で、
本人の望む具体的な生活を実現するために、
目標が明確に設定された
介護予防ケアマネジメント！

- ▶ サービスを入れることが目的化しているケアプラン



- ▶ 課題を解決する(改善する)ことを目的とするケアプラン

▶「自立」って、何？

▶「自立支援」って、何？

- 本人にとって
- 家族にとって
- 地域住民にとって
- 支援者にとって



本日の研修の目的

みなんで考えた「自立と自立支援」について、**共通認識をもつ**こと。

そして、**定義を意識して、ケアマネジメントを行う**こと。

「自立支援型個別地域ケア会議」の実施や、
介護予防・日常生活支援総合事業の
「介護予防ケアマネジメント」の実施に向けて、
必要なこと！

4月26日(午前・午後)研修会

～和歌山市における自立支援を

みんなで考える～

参加者 192名

(内訳)居宅介護支援事業所 130名

地域包括支援センター 49名

介護支援専門員協会 1名

リハビリ専門職 12名

「自立」とは

1	自己決定、意欲、主体性、維持能力。
1	ADL自立、自己責任、経済的自立
2	家、施設を含め必要な支援を受け、意欲的、前向きな心。
3	自分で意思決定を行い、必要な支援を受けながら、楽しみをもって生活すること。
4	精神面・身体面・生活面
4	その人にとって、できるだけ体を良い状態で保ちながら、役割をもっていると感じられる自身で決めることができる生き方

「自立支援」とは

1	家族、地域の理解と協力
1	制度上の分類によらず、望む場所で生きがいにつながる行動が行える。
2	本人の意欲向上を考え、その方がもつ機能等を適切にアセスメントし、適切な相談を受けられる必要がある。
3	地域や環境、社会資源を活用し、さまざまな支援方法を使って、身体、行動、気持ちが自立すること。
4	活動性を高めるために、運動機能の維持向上に努めながら、社会の一員になれる様な環境づくり

和歌山市における自立と自立支援の定義（暫定的確定）

『自立』とは、心身機能の維持向上に努め、社会の中で役割を持ち、主体的な自己決定に基づいた、自分らしい生活を継続できること。

『自立支援』とは、自分らしい生活をイメージできるように、その人の可能性と環境を知り、本人だけではなく、家族や地域を含めた支援者で共有する。そして、その人の改善の可能性を理解し、その能力を引き出すために、総合的な資源を活用して、自分らしい生活を継続できるようにすること。



運営委員

(メンバー)

- ・地域包括支援課、介護保険課、地域包括支援センター
- ・一般社団法人和歌山県介護支援専門員協会
- ・公益社団法人和歌山県理学療法士協会
- ・一般社団法人和歌山県作業療法士会、
- ・一般社団法人和歌山県言語聴覚士会

今後は、適宜その他関係団体にも参加いただければと考えています。

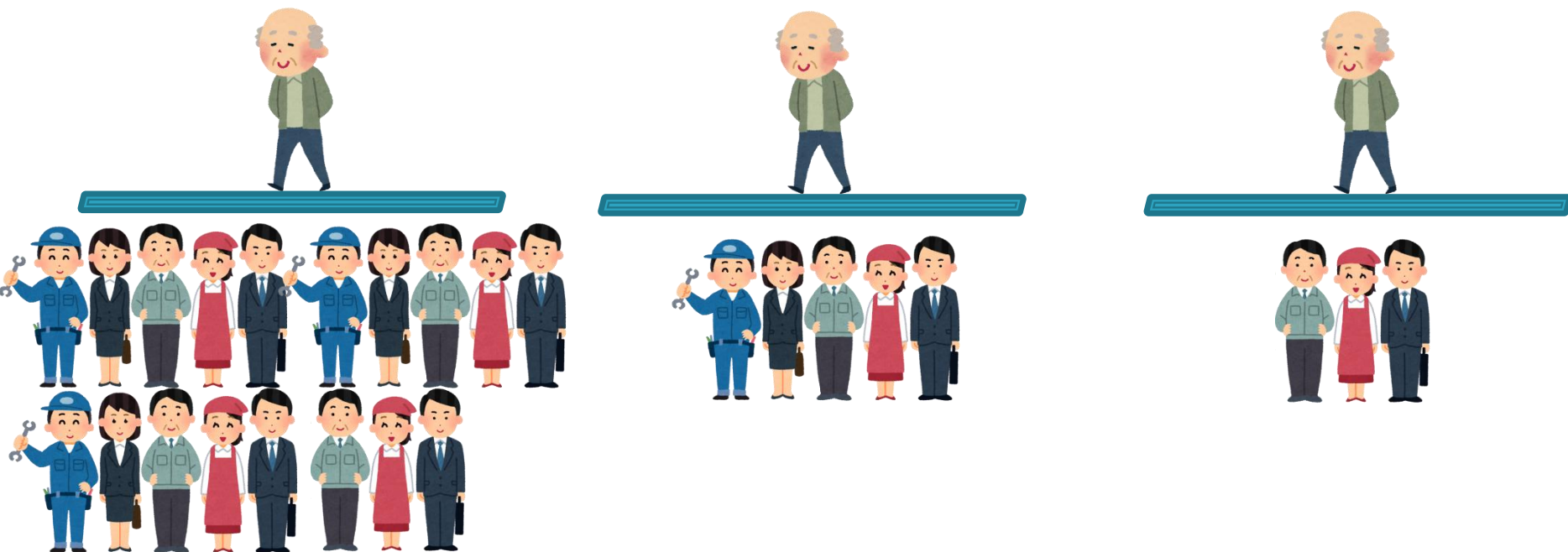
(役割)

- ▶ 定義(暫定)をまとめる。
- ▶ 研修会の内容等を検討する。

和歌山市の人口構造

区 分	平成22年度 (2010年)	平成37年 (2025年) 推計	平成47年 (2035年) 推計
0~14歳人口	46,914人 (100.0)	34,130人 (72.7)	28,214人 (60.1)
15~64歳人口	227,450人 (100.0)	189,731人 (83.4)	165,245人 (72.6)
65歳以上人口	96,000人 (100.0)	108,125人 (112.6)	104,925人 (109.2)
うち 75歳以上人口	45,612人 (100.0)	66,569人 (145.9)	63,271人 (138.7)
総人口	370,364人 (100.0)	331,996人 (89.6)	298,384人 (80.5)

支える側と支えられる側のバランスは年々厳しくなる(和歌山市)



75歳以上1人
に対して
15~74歳は

18.4人

75歳以上1人
に対して
15~74歳は

5.0人

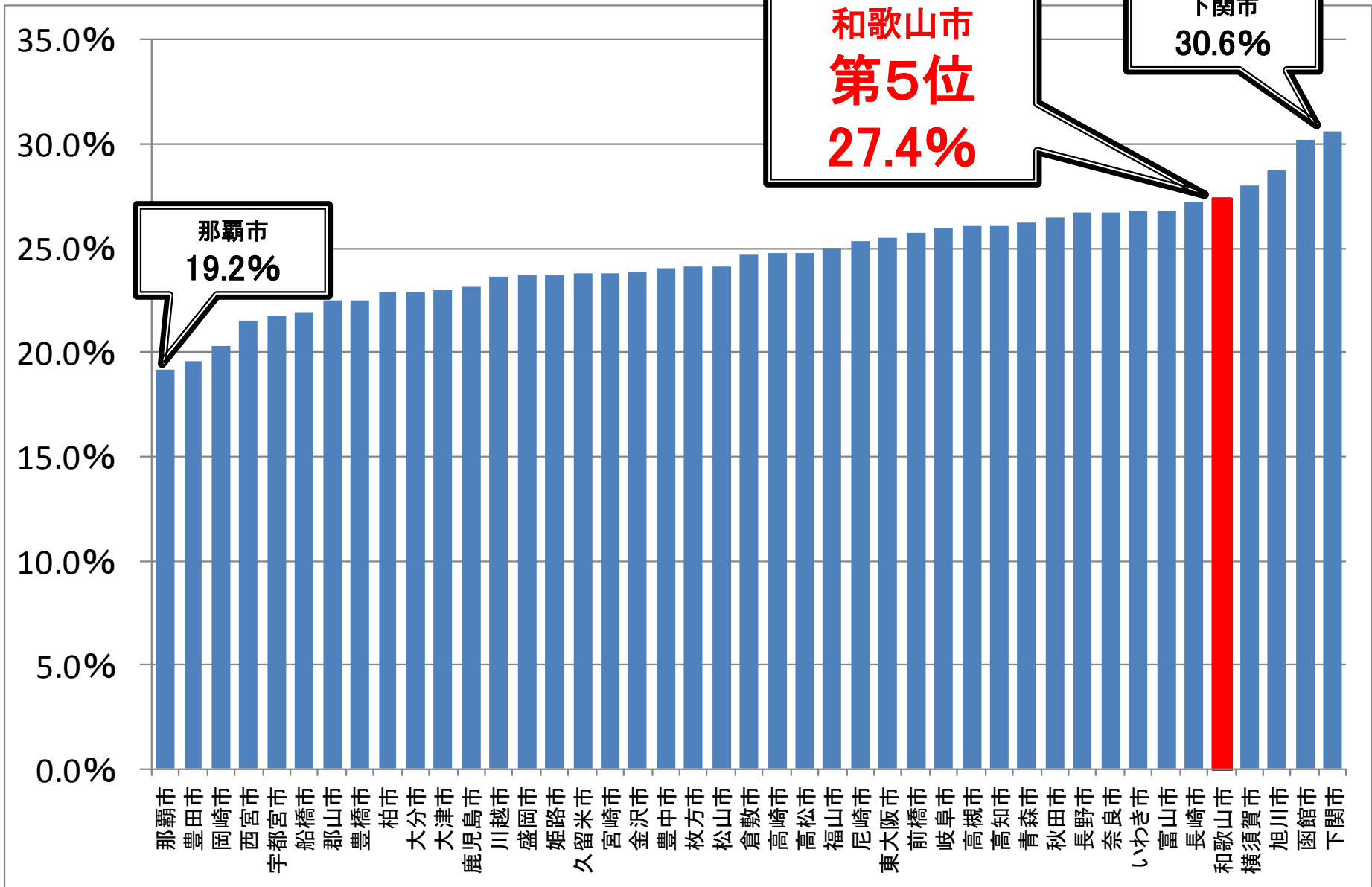
75歳以上1人
に対して
15~74歳は

3.0人

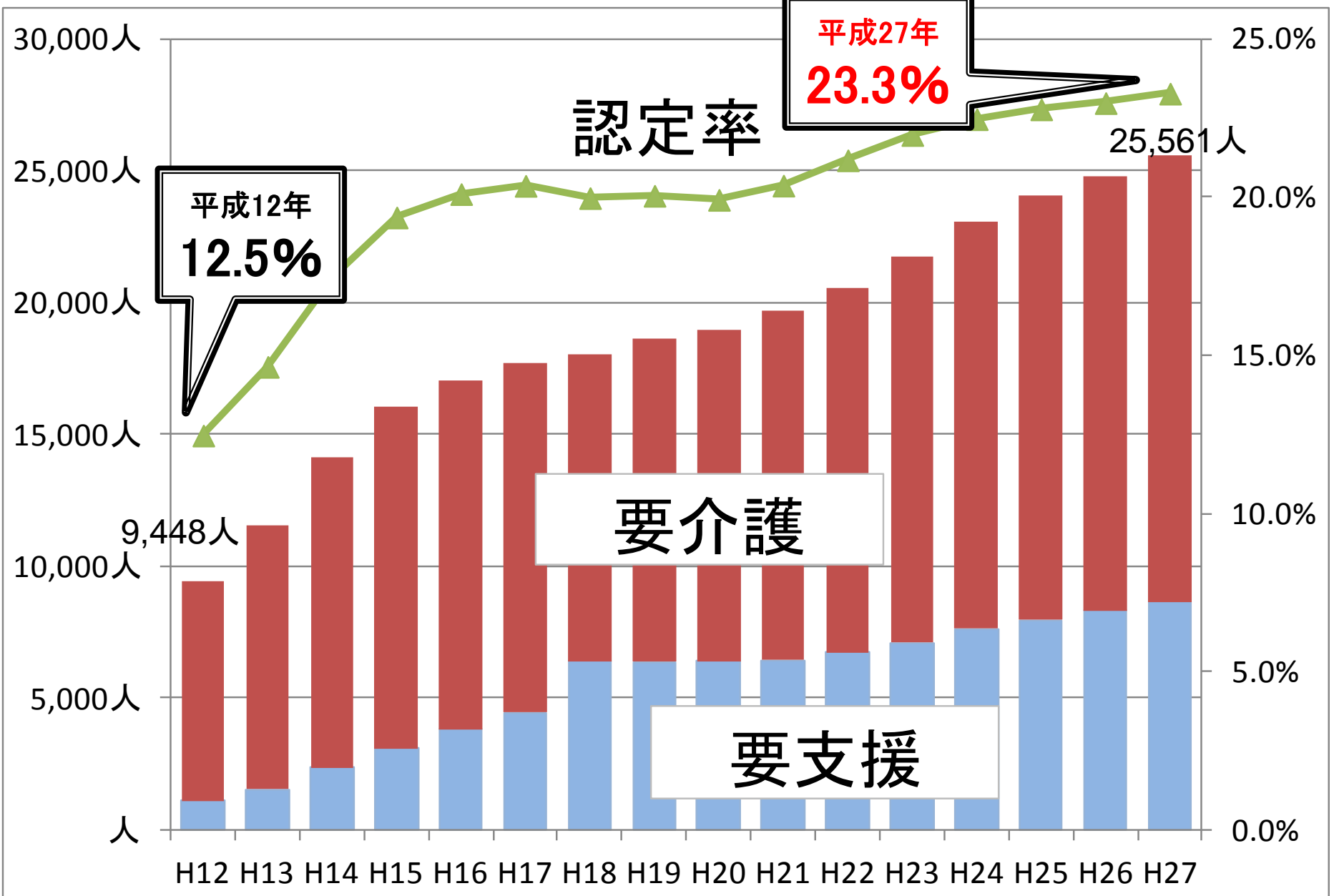
75歳以上	16,331人	50,863人	60,341人
15~74歳	300,516人	256,340人	183,852人

(2) 高齢化率(中核市比較)

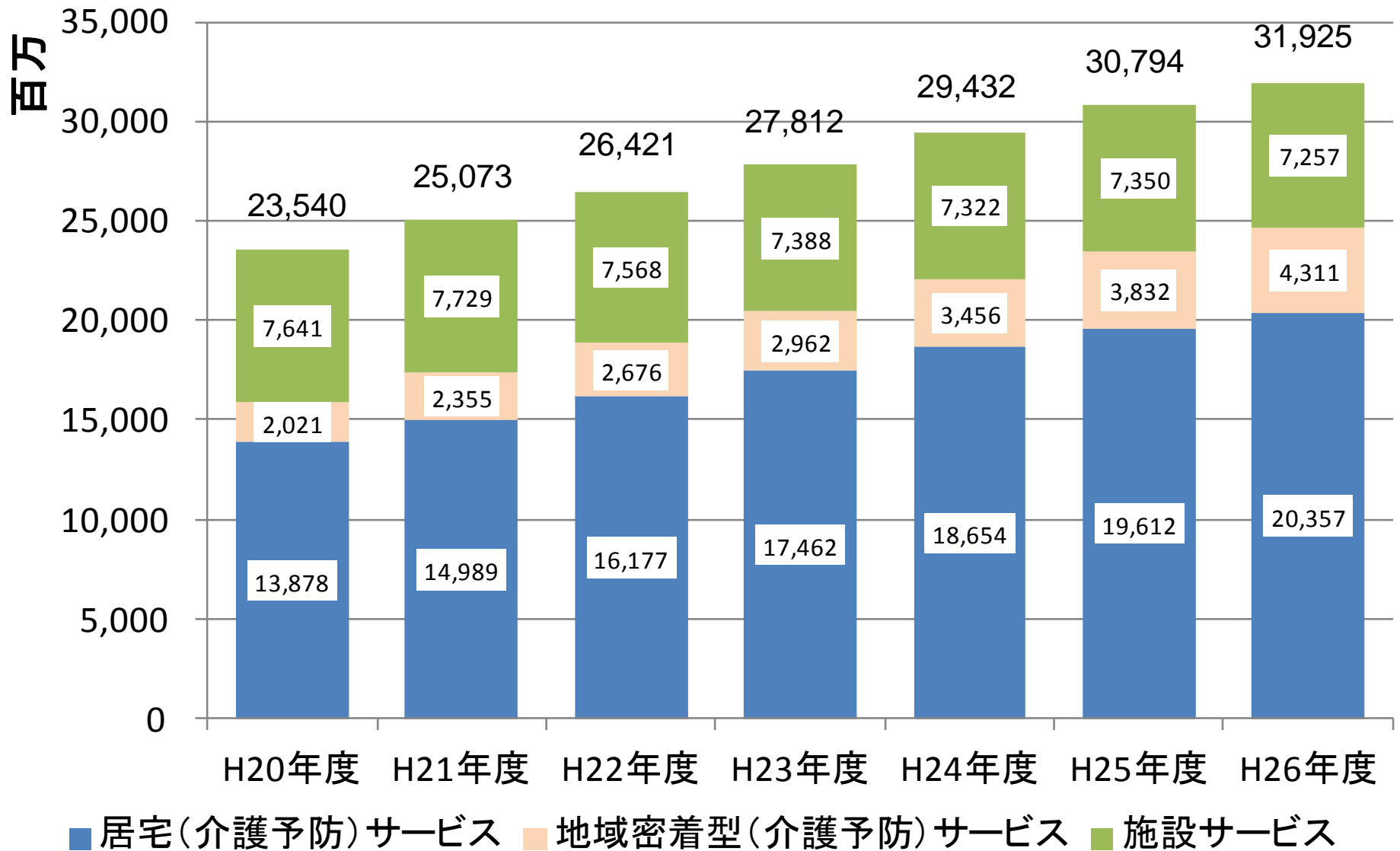
平成26年4月1日現在



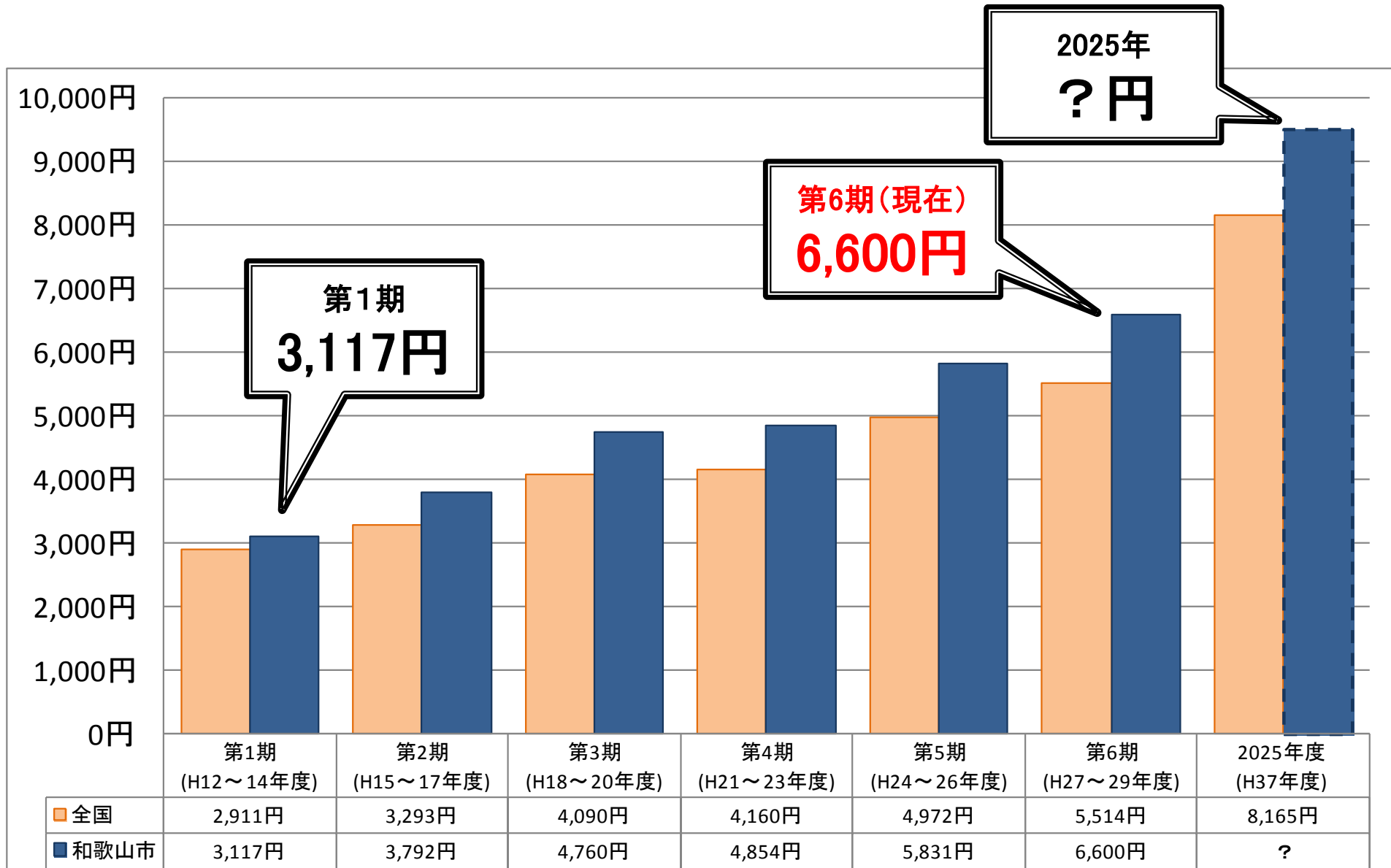
(4) 介護保険認定状況(和歌山市)



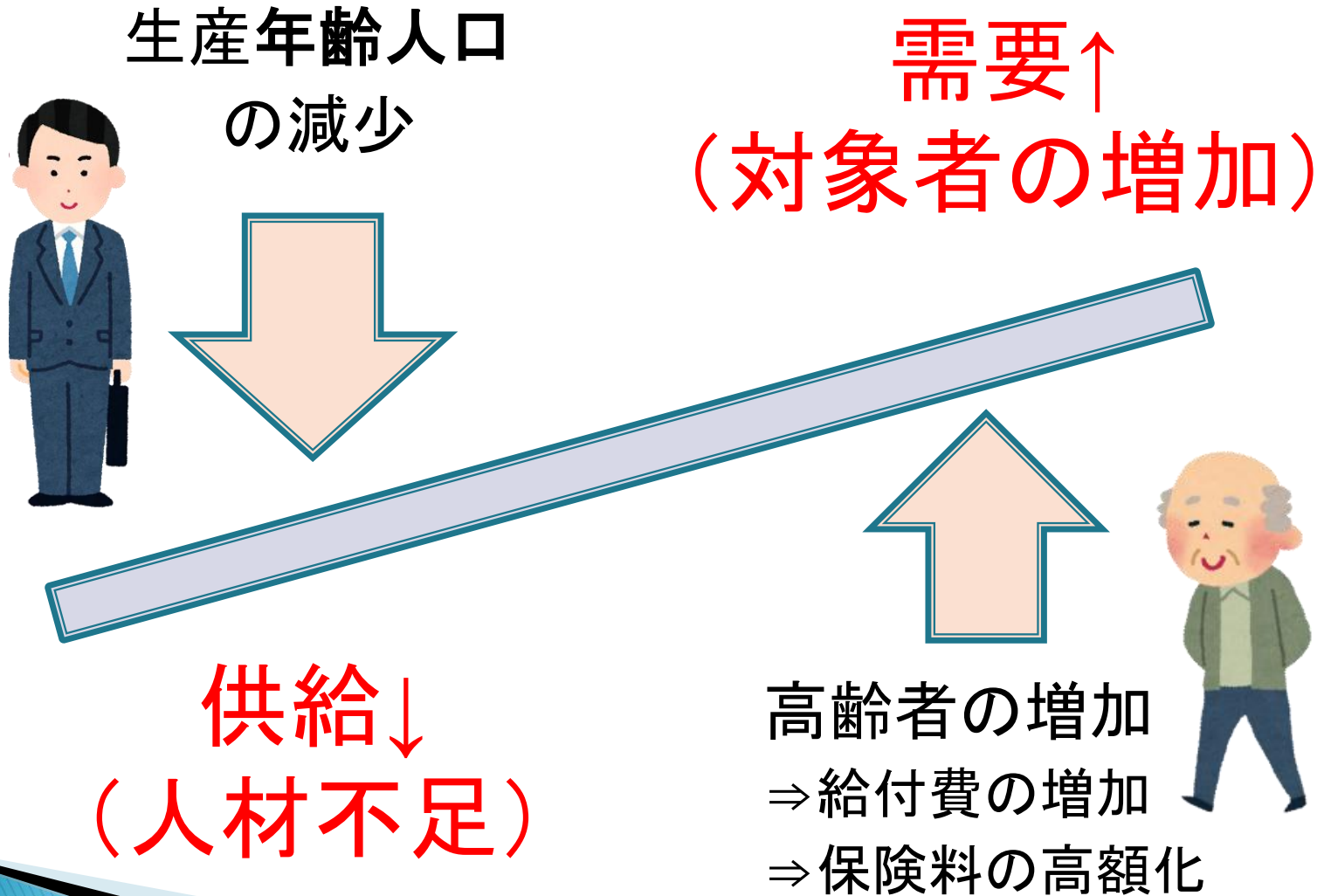
(5) 介護給付費の推移(和歌山市)



(5) 介護保険料の推移(和歌山市)



需要と供給のバランスが不均衡



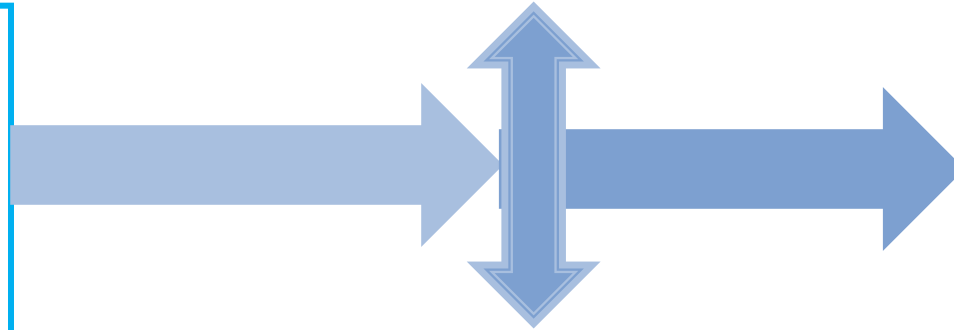


介護保険制度の基本的な考え方

国民の努力・義務(4条)
健康の保持増進・能力の維持向上

理念(1条)
尊厳の保持

自立した日常生活を営む



規範的統合
住民、地域、関係者の相互の共通認識(理解)が必要

保険者(地方公共団体の責務)5条
可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。



(包括的に推進)
保険医療福祉サービス、予防、軽減、悪化の防止
自立した日常生活の支援

さいごに

15箇所地域包括支援センターが、
ケアマネジャーの皆さんにとって
相談できる、信頼できるセンターとなるように、
地域包括支援課は、地域包括支援センターを
後方支援していきます
また、総合事業への円滑な移行に向けて、
ご協力よろしく申し上げます